

モロゾフストライキについて：労働者の意識の成長

倉崎，繁

<https://doi.org/10.15017/2329148>

出版情報：史淵. 90, pp.95-116, 1963-04-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

モロゾフストライキについて

—労働者の意識の成長—

倉崎 繁

序 文

一八八五年一月七日発生したウラジミル県オレホヴォーズェヴォ村のニコルスカヤマニューファクテアにおけるいわゆるモロゾフストライキは、ロシア労働運動に一時期を画するものであつた。このストライキにおいて、労働者はかつてない組織性、強固な団結を示し、ロシア社会に大きな影響を与えた。このストライキは「労働者の政治的學校であり、資本家とツァール権力に対するロシアプロレタリアートのより大衆的、より組織的斗争の出発点になり、ツァーリズムをして工場法制定の道へと至らしめたのである。」^{*1}

この小論は、モロゾフストライキの過程における労働者階級の意識の発展をその行動、要求を通じて検討することを目的としている。従来このストライキは、労働者の組織性、その政治的意識の成長、及びストライキの与えた影響と云う点で評価されているが、その組織性の発展と政治意識の成長との関係が必ずしも明確でない様である。即ちモロゾフの労働者は如何なる目的意識をもつて組織的斗争を行なつたかと言ふ問題である。更に労働者の階級的連帯意識と、反政府的、反ツァーリズムの意識の関係についても一言しなければならぬ。即ち、このストライキにおいてこの二つの意識が

労働者の間に同時に形成されたとする主張、及びこの二つを区別せず単に階級的、或は政治的意識が形成されたとする主張に若干の疑問を持つものである。階級的な連帯的斗争は、ツァール専制のもとでは客觀的に反政府的行動であることを否定するものではないが、この両者は区別されるべきであらう。前者は意識的指導の存在と言う条件の下において、日常経済要求の段階においても形成され得る意識であるが、後者は、特に伝統的にツァールに対する幻想の存在したロシアにおいては、より次元の高い意識ではないであらうか。

このことに注目しつつ、モロゾフ工場の労働者の政治意識の發展を明らかにすることは、ロシア労働者階級の革命政治意識の形成過程、ツァール幻想の克服過程をよりはつきりとさせる一つの手掛りを得ることになるであらう。

* I. H. И. ТОЛОКОНСКИЙ: ОРЕХОВО-ЗУЕВСКАЯ СТАЧКА 1885 г. 1956, СТР. 4.

八〇年代前半の労働運動

一八七九〜八一年の第二次革命的情勢期に昂揚した労働運動は一八八五年に至る工業危機によつて一時中断されたが労働者にとつて不利な条件が存するにもかかわらず、この時期の労働運動は、斗争形態として騒擾（Волнение）件数の二倍以上にストライキ件数となり、七〇年代に比してより組織的になつたと言えるのである。

年	ストライキ	騒擾	計
一八七九	五一	九	六〇
一八八〇	二二	一〇	三三
一八八一	一四	一三	二七
一八八二	二〇	一一	三一
一八八四	一九	九	二八
	一四五	六〇	二〇五

* 1

またこの時期の労働運動の発展を示すものとして重要なことは、同一工業部門における数工場の同時的な斗争、及び同一工場での短期間における系統的な繰り返しのストライキ斗争が見られると言うことである。これらのことは、それらがまだ萌芽なものではあるが、労働者階級の間には階級的連帯意識、及び系統的、組織的斗争についての意識の成長を証明するものであった。

労働者の要求は、賃金、罰金—控除、工場売店、労働施設の改善、職制の横暴、解雇問題などの日常経済要求がその殆んど大部分を占めていたが、これらの要求が強固な組織、団結のもとで斗われる時、政治問題化する。ツァール政府は警察—軍隊をしばしば出動させ、労働者を弾圧する一方、労働者の斗争をそらせるために婦女子労働を制限する法律を公布して、その懐柔に努めた。

しかしながらこの時期の労働運動は、全体としては自然発生的な段階にとどまり、経済斗争の域を出ることは出来なかつた。先進的な個々の労働者による反ツァールの運動は存在しはしたが、労働者大衆の間で反政府的な志向が表面化する様なことはなかつた。まさにこの様な時点において、また工業危機が最も深化した時期においてモロゾフストライキは発生したのである。

* I. A. ТРОФИМОВ: РАБОЧЕЕ ДВИЖЕНИЕ В РОССИИ 1861—1894 ГГ., 1957. СТР. 132.

ストライキの背景—労働者の状態

モロゾフ工場の労働者の状態について述べることは、そのストライキの要求と関連して必要なことであろう。モロゾフ工場には極めて厳重な労働者の服務規定があり、これが労働者の状態を大きく規制している。即ち

- 1 パスポートを工場事務所に提出し、代わりに賃金手帖をうけとること。

2 すべての雇傭条件を無条件に遂行すること。

3 内規を厳格に守り、「忠実で従順な敬意ある態度で上司に接し、友人関係では一致協力して申し分のない様にする」こと。

4 経営者に出来るだけ損害を与えない様、努めること。

5 労働者が罹病し、前借金を受け取つた場合、それを返済するため、契約期間を越えて働くこと。

6 契約期間が満了するまで、雇傭条件で定められた賃金の引き上げを要求せざることを。

7 経営者に損害を与え、或はその利益を損ねた時は、物質的な責任をとること。

8 経営者、管理者、その他の工場監督者の話しを盗み聞きしたと判断される場合、その責任をとること。

9 作業を中止させる目的でストライキを計画した場合、刑事上の責任をとること。^{*1}

が定められており、この侵犯に対してはすべて罰金、解雇と言う罰が加えられる。特に第三項、第七項が広範に適用され、いわゆる職制の主観的な判断によつて多額の罰金を課せられている。例えば遅刻40カペイク、作業中の私語40カペイク、作業終了前の着替え60カペイク、欠勤一日につき1ルーブルの如きは一応客観的な事実―労働者の側の落度だとしても、労働者を苦しめた罰金はこの様なものではなく、製品検査、納入の際、その製品が不合格、不良品であると認定された場合、「経営者の利益を損ねた」と言う理由で課せられる罰金であつた。製品検査の基準としては一応「技術的欠陥」に関する内規が存在しはしたが、これは全く注目されず、労働者に対する保護の保障、弁解の権利は認められておらず、検査基準は職制たる検査係りの主観的な判断にゆだねられていた。工場主モロゾフは「納品係りは労働者が不良品を全く生産しないで良品のみを生産する様、検査を嚴重にし……成績の不良な係り員を解職する」^{*3}旨警告を発し、更に彼が工場を視察した際、検査係り員 Шопин がこれ以上のものを生産することは不可能であると言つて彼に差し出した製品にさえ不満の意を示

し、もつと労働者から罰金をとる様指示している。^{*4}このことは、検査基準なるものが如何なるものかを示すと共に、いわゆる職制に殆んど無制限の罰金を徴収することを可能たらしめた。「どんなに努力しても、どんなに立派にやつても作業に対する罰金から逃れることは出来ない」と一労働者は述べ、更に彼は自分の製品が何故悪いのかと質問したところ、上司に対する反抗と判断され、2ルーブルの罰金を新たに徴収されたと記している。^{*5}このことはウラジミール県々知事 Суренко でさえも認めるところであり「私は多くの労働者の賃金手帖を見たが、罰金の課せられていない労働者は誰もいなかった」と報告している。製品に対する罰金を原料の粗悪化、機械整備の見習工の整理、機械運転のスピードアップが増大させている。

また工場側の都合による休業に対しては、労働者に1カペイカの保障も与えられない反面、労働者の責任による欠勤に対して罰金が課せられていることに労働者は大きな不満を表明している。更に契約期間中に労働者が退職を望めば、その雇傭の日から計算して、総賃金の $\frac{1}{4}$ が控除されることになっており、従つて希望退職と言うことは事実上あり得なかつた。逆に経営者は何の予告もなく、何時でも労働者を解雇することが出来た。このことを労働者は「我々兄弟を愚弄するもの」と感じており、これに激しい怒りを感じている。しかしここで注目すべきことは、労働者の「責任による」欠勤、遅刻、退職に対する罰金制そのものの不合理性を問題にしているのではなく、彼等と比較して工場側の責任による休業に何の保障もないと言うことを問題にしている点である。

罰金は工業危機の時期に著しく増大し、一織工が「一八七四年には罰金はかなり大きな原因に対しても20カペイクを越えることはなく10〜15カペイクであつたが、一八八四年には50〜80カペイクである」と述べている様に一八八四年には八一年の一五六%に達し、全賃金の四〇〜五〇%を占める様になつた。この様な罰金額の増大は、労働者の生活を著しく低下せしめたことは言うまでもない。

次に労働者の賃金について若干触れてみよう。賃金の形態としては、織工、紡績工、染色工にはいわゆる出来高払い給が適用され、機械修理工等の付随的な作業に従事する労働者には日給制がとられていた。八〇年代の初頭から始まった工業危機はモロゾフ工場にも重大な影響を与え、同工場において八二〜八四年にかけて五回の賃金の引き下げが行われ、このことよつて八四年末の賃金は八一年のそれに比して実に二五%になつたのである。この賃金引き下げは、賃金率の引き下げと言う形態と共に、織工については、従来より細かい糸を用いることよつて単位時間内の生産高を減少させ、或は製品検査を嚴重にするなどの手段によつて行われている。^{*10}かくてモロゾフ工場における労働者の賃金は平均八一年23〜24ルーブル、八二〜八三年12〜13ルーブル、八四年末には約7ルーブル、前後になつてゐる。モロゾフ工場においては二交代制一二時間労働が行われているが、官庁統計によれば隣接するモスクワ県で繊維工の成年男子労働者の賃金は最高30ルーブル、最低7ルーブルとなつてゐる。^{*11}モスクワ県とほぼ同じ生活条件にあるウラジミル県のモロゾフ工場の労働者は、まさにその最低を受け取つていたのである。この時期に、成年男子一人当りの生活費として月15ルーブルを必要としていたことを考えるならば、「最近、わが工場において巨額の罰金と低い賃金のために生活して行くことが決定的に不可能になつた」^{*12}と言う労働者の言葉も決して誇張ではないことが理解されるのである。また賃金の支払いが不定期的であつたことも労働者の困窮を促した。現金をもたない労働者は工場売店においてチケットで生活必需品を購入しなければならなかつたが、その場合粗悪なものを割高で買わされた。工場売店の利用率を高めるために、故意に賃金支払いを経営者は遅らせることもしばしばであつた。一八八一〜八二年に二回の部分的ストライキと九回の騒擾が発生しているが、その中心的な要求が賃金率引き下げ反対と、工場売店の問題であることからしても、賃金遅払いに伴なう工場売店問題が、労働者にとつて大きな問題であつたことがうかがわれる。

この他にも労働時間、婦女子労働、住宅等の問題もあるが、それらについては別の機会に述べることにする。^{*13}さて八〇年代前半の工業危機の時期に、モロゾフ工場では労働者の大量解雇は行われていない。また危機が最も深刻で

あつた一八八四〜八五年の年間労働日は二八三〜二八四日(平年は三〇〇〜三一〇日)^{*14}であり、大規模な繰短も行われてはいない。このことは工場経営者が、賃金引き下げによる生産コストの低廉化を不況打開の重要な手段にしたことを意味する。それと共に罰金の強化は、労働者の経済的収奪を強化するものであると同時に、労働者支配の強力な武器として特別に重要な意義を持つてゐる。

* 1 Н. И. ГОЛОКОНОСКИЙ : ОРЕХОВО-ЗУВЬСКАЯ СТАЧКА 1885г. 19, СТР. 19

* 2 РАБОЧЕЕ ДВИЖЕНИЕ В РОССИИ В XIX, Т. III, Ч. 1, СТР. 140. 織工 Волков は次の様に述べてゐる。「われわれ自身は機械を設置し、また糸一本用意するわけではなうが、製品の中によじれた糸一本に対しても罰金が課せられる」。(池上掲書は以上 P. 11. と略す)。

* 3 Н. И. ГОЛОКОНОСКИЙ : указ., СТР. 27.

* 4 См. P. II. СТР. 147.

* 5 P. II. СТР. 147.

* 6 P. II. СТР. 185.

* 7 P. II. СТР. 146. 織工 Козлов 供述 : 「以前には一人の見習工が48〜50台の機械を受け持っていたが現在は70台である。だから見習工は機械を整備する時間もなく」。

* 8 P. II. СТР. 147.

* 9 P. II. СТР. 150.

* 10 P. II. СТР. 146. 織工 Козлов 供述 : 「以前には一級品のキャラコ一重ねの労賃は48カペイクであつたが、現在は38〜40カペイクである。更にマーセル地一重ねの長さはかつては55アルシンとされていたが、現在は65〜66アルシンとされている」。

P. II. СТР. 149 : 裝飾工 Семенов の供述 : 「作業の純度に対する要求は強くなつた。納品係りのところに製品をもつて行くとき、彼はそれをより分け、背信行為を行ない、光沢が足りないと云つて、再びやり直す様に命ずる。それを再三行なうのである。以前には20〜22ルーブル稼いだのに、最近では休日がないとしても14ルーブルしか稼げない。実際には原料が不足するので、月7〜9ルーブルしか稼げない」。

P. I. СТР. 150：織工 ТИМОВ の供述：「一八八四年の復活祭以来、賃金率が三度下げられ、月7ルーブル以上稼ぐことは出来ない。その中から3ルーブル罰金としてとられ、1ルーブルが石炭代、病院費、浴場費として控除されるので労働者の手に残るのは3ルーブルである」。

* 11 См. P. I. СТР. 730.

* 12 См. P. I. СТР. 150.

* 13 労働者の官憲に対する供述に関する限り、これらの問題について、直接的な不満を示す言葉は見当らない。

* 14 См. Н. И. ГОЛОКОЖНИЙ：Указ. СТР. 22.

ストライキの経過と労働者の成長

モロゾフ工場のストライキが、その組織性において、従来のストライキ斗争と区別されることは前にも述べたが、ここでストライキの経過、特にその要求の発展過程を検討しつつ、その組織、労働者の意識がどの様なものであつたかを論じたい。

ストライキ斗争の組織性について論じる際に、その指導者について述べることは必要なことであらう。織工 П. А. Монценко, В. С. Волков, Л. И. Иванов がその最も重要な指導者である。特に Монценко は理論的な面で指導的な役割を果たした。彼はストライキ参加、指導のかどにより、出生地への追放、十七ヶ月間の投獄、シベリア流刑等の経験を持ち、また一八七八年設立された「ロシア労働者北部同盟」に参加している。「北部同盟」には Иванов も参加していた。一八八三年六月シベリアの流刑地からモレンスク県に帰還し、同年七月から翌八四年三月頃までモロゾフのニコルスカヤマニユファクテアで働いているが、この時すでに労働者の斗争において指導的な重要な役割を果たした。即ち八十四年二月賃金率の引き上げを織工達が経営者に請願しようとした際、請願ではなく斗争を準備すべきことを訴えた。Монценкоの

この様な思想は、単なる宣伝、啓蒙だけではなく煽動活動を行い、実際にストライキ斗争を指導した「北部同盟」に参加していた時期、及び「同盟」員であつた Халтурин、「労働解放」団の Плеканов の思想の影響下に培われたと思われる。その後、彼は三つの工場を転々とした後、再び八十四年十一月ニコルスカヤニューファクチュアに就労した。ここで彼は十数人の労働者サークルを組織し、読書会をやつてゐる。この時期に彼はまだ人民主義の影響もかなり受けており、サークルで読まれたものは「Отечественные Записки」、「Русская Мысль」であり、また一八七九年拘禁中に知己になつた人民主義者「Гурвич」から「批判的に思想するものゝ先駆者」と評され、「知識のない人々を啓発する様忠告」^{*1}されてゐる。彼はモロゾフ工場に就労して極めてわずかの間に、労働者の間に一定の影響力を得たことは、労働者達から「学生」とあだ名されてゐたことからうかがわれよう。

Иванов もストライキ指導の罪科によつて追放流刑の経験者であつた。

Волков は上記二人の様な斗争歴は持つていないが、Моисеенко の良き協力者であつた。

労働条件の著るしい悪化と言う条件の中で彼らによつてストライキの計画が作られた。

一八八五年一月五日、ストライキの具体的な計画を立てるために、Моисеенко、Волков を中心とする先進的な労働者十九人が参加した会合がズエヴォ村の或る居酒屋で開かれた。ここでストライキ開始の日を七日にすること、要求書を Моисеенко が起草することが決定された。この決定に基づき Моисеенко、Волков、Иванов が要求書を作製し、翌六日、前日と同じ居酒屋で約五十人の労働者達によつてストライキの最終的な打ち合わせが行われた。前述の三人はこの席で、労働者の団結と組織的な斗争を訴える演説を行つてゐる。この時作られた要求書は次の通り。

一、経営者は月二回以上、労働者から罰金を徴収してはならない。若し、労働者が三回罰金を課せられる場合は、彼を賃金支払いの上解雇すべきである。若し経営者がこの条件に同意出来ない場合は、罰金額を賃金の5%以下とし、そ

れを越えるものは免除しなければならない。

二、出来高払いの賃金率を一八八四年復活祭までの賃金率にすること。

三、若し経営者が以上の条件に同意しない時は、一八八五年の復活祭までの賃金を支払つた上で労働者を解雇する様要求する。

四、労働者の責任で欠勤した場合は、罰金はルーブルを越えないこと、工場経営者の責任で労働者が仕事が出来ない時は、一日につき40カペイクを労働者に支払うこと。^{*2}

Морозов に告ぐ、我々織工、紡績工はこの様な低い賃金率では……決して働くことに同意しないであろう。若し貴下が賃上げをしないなら、復活祭までの賃金を支払つて、全員を解雇せよ。若し貴下がそれもしないなら、われわれは復活祭まで騒乱を続けるであろう……貴下は工場を動かすことは出来ない」^{*3}。

この要求書を見して明らかかなことは、要求が罰金、賃金の問題に限られていること、要求貫徹の決意がなみなみならぬものであると言うことであろう。同時にこの要求が多様性に欠け、また労働者の斗う決意を示すものとは言え、賃上げか、さもなければ解雇かと言う非原則的な内容を含んでいることにも注目すべきであろう。このことは罰金回数が月三回を越える場合は解雇されると言うことについても言える。^{*4}この様な要求書の持つ欠陥はツァール専制と言う条件の下ではやむを得ないとは言え、要求書がいわゆる大衆討議にかけられず、少数の労働者のみで検討された故であると考えられよう。即ち、労働者の声を反映してはいるが、まだ多分に観念的なものであつたと言えるのである。ストライキ斗争の発展の中で、この様な欠陥は次第に克服されて行つた。

一月七日午前六時頃、ストライキはまず織物部門から始まつた。十〜十五人の労働者が織物工場にやつて来て、「今日は祭日だ、仕事をやめて外へ出よう」と叫びながらガスの栓を捻つて消した。^{*5}職制の阻止にもかかわらず、労働者達は作

業を止めて、外に出た。労働者達は同じ様な方法でこれを拵げて行き、九時頃には、織物、紡績部門で完全に作業が停止された。(約三百人の染色工は最初ストライキに合流しなかつたが翌日、知事の命令によつて作業を停止した。*) ストライカーは約八千人に達した。この間、工場売店の掠奪や、職制、特に Шорин の家などへの暴行、破壊が行われたが、Моисеенко、Волков の説得によつてそれは中止され、それ以後再びこの様なことはおこつていない。県知事 Сулиенко は、このストライキ中に、工場内を歩きまわり、労働者に就労する様説得しているが、彼は「私に接する労働者の態度は全くいていねいであつた」と述べている。八日より配置された軍隊とも、一月十一日の逮捕者奪回の時の衝突以外には衝突らしい衝突は発生していない。労働者のこの様な態度は何に起因するのであろうか？その第一に考えられることは、ストライキ指導者達の統制力の大きさであらう。次に考えられることは、労働者のいわゆる政府鯁である。Моисеенко は七日付けの内務大臣宛ての手紙の中で「国家警察員が到着し、すべてのことが理解してもらえない限り、われわれは就労しないであらう。われわれに加えられているあらゆる侮蔑を紙に書いて表現することは許されていないし、またそうすることは不可能である。それは現地に来て見て、はじめて理解される……当地の長官の言うことをわれわれは聞かないであらう」と述べている。これは明らかに中央政府によるストライキへの介入と言うより、労働者の側に立つての調停を求めたものである。政府、或は「ツアールに対する労働者の素朴な信頼が暗に示されている」*)。Моисеенко ですらこうであつた。この様な労働者の思想が、軍隊との摩擦を避けさせたと考えられよう。

以上述べた様に、ストライキはその最初の段階において、その要求の内容から見ても、その斗争の過程から見ても、反経営者的であるが、決して反政府的ではなかつたと言ひ得るのである。

八日、会社側は八十四年十月一日より八十五年一月一日までの間の罰金について、不良な作業に対して課した罰金を返済し、その上で賃金を支払い、全員を解雇する、ただし就労を望むものは、八十四年十月一日の契約に従つて再雇する*₁₀

旨の回答を行なつた。

この回答は、工場内の掲示板に貼り出されたが、労働者によつてはぎ取られた。

九日、BANKOV は再検討された要求書をもつて約千人の労働者と共に県知事 СУДЕНКО のところによつて来た。九日提出の要求書は七日、八日の労働者集会において討議された。この集会場に参加した労働者数は必ずしも明らかではないが、会場が労働者宿舍の廊下であつたことから判断して、それ程多数のものが参加したとは思われない。しかし現実に関始されたストライキ斗争は、その要求を多様に、またより具体的なものにしただけではなく、原則的なものにしたと言えよう。九日要求の中で、前記要求に付加されたものを要約すると、

一、年少者の労働時間を短縮すること。

二、綿ファスチャン織工の基本賃金率が定められていないが、これを決定すること。

三、契約期間中の一方的な解雇は認められず、それは契約期限の一八八五年復活祭に行なうべきである。

四、三十年間動続の油差工 Д. П. Галаев の解雇に反対する。

尚、一時的なものとして食料の支給を要求している。^{*11}

要求について検討してみよう。ここで最も注目すべきは、七日要求における会社の譲歩か、または全員解雇かと言う内容のものが、九日要求においては、三の様に改められたことであろう。また七日要求の一、即ち罰金回数が月三回を越える場合は解雇すべきであると言う要求は削除され、罰金額を賃金の5%以下にする様にと言うことだけになつている。この改正は要求作製者の意識の前進を明らかに示している。要求作製者達¹¹指導者達は、ストライキの過程の中で七日要求の如き二者択一的な要求を一般労働者が望んでいないことを知つたのである。また会社回答はまさに七日要求のもつこの弱点を巧みに来ていたと言えよう。このことが九日要求の改正になつたと考えられる。一、二、四の要求は斗争の中

で、指導部が労働者大衆の声を直接聞き、この両者の結びつきがより緊密なものになったと言うことと、一人の労働者、一部の仲間のために全体が斗うと言う連帯性を示している。

労働者は今や自分達自身で要求を作り、単に指導部の指示によつて動くのではなく、自覚的に斗い始めた。

会社側は九日要求を「不正なるもの」としてこれを全面的に拒否したが、暴動の再発を恐れた知事の勧告によつて、食料支給のみを承認した。回答は十一日掲示された。回答は八日のものと全く同じで、ただ「就労を望むものは今日午前十時に仕事につくこと、それを望まないものは昼休みに事務所に出頭し、賃金の決済をする^{*12}」と言う条項がつけ加えられている。八日に出された要求に対して十一日回答がなされたのは偶然ではなく、九日に知事が要請していたストライキ鎮圧のための増援部隊の到着を待つていたのである。

九月十日は全く作業は行われず、軍隊との衝突もなく、いわば小康を保つていたが、この間に労働者は新しい要求書についての討議を重ねていた。この段階において、要求作製は大衆的に行われ始めた。このことについて Морсеико は次の様に述べている。「われわれ労働者は一緒になつてその状態を話し合つた。労働者の希望に従つて私と Боркив が要求書を起草した。……われわれは労働者の希望を労働者の言葉で書いたのであつて、それに何ものをもつけ加えてはいない。この要求書は提出する前に労働者の宿舎で読まれ、全員によつて同意されたものである。同意を表明した労働者は千人であつた^{*13}」。

十一日 Морсов の再回答は再び労働者の手によつて破られた。県知事 Судненко は労働者にこの回答を認め、「労働者と工場当局の間で結ばれた契約によつて復活祭まで、それに従つて働く様勧告するため^{*14}」労働者宿舎の各棟より十人づつの代表を召集したが、労働者はこれに応じなかつた。

この日すでに増派された軍隊は工場の要所に配置されており、工場内外の労働者は包囲されていた。Судненко は、工

場事務所附近の労働者群に会社回答の線でストライキを中止する様説得を始めた。労働者はその様な条件では再就労することは出来ないし、また賃金の決済を誰もしはしないと一斉に答えた。そしてこの労働者群の先頭にいた *Донков* と織工 *Шелухин* が前に進み出て、要求書を手渡した。知事の命令でその場で二人は逮捕された。労働者と軍隊の衝突が始まった。「すべての資本家よ、われわれに謝罪せよ、どこに正義があるのか」、「資本家と話し合つても無駄だ」、「われわれは全体のための一人であり、一人のための全体だ」、「われわれの同志を奪い返せ」と言う絶叫^{*15}が起り、逮捕者に群衆が殺到した。この時からストライカーの大量逮捕と、会社のいわゆるブラックリストに挙げられた積極的分子のその出生地への追放が始まった。

軍隊と労働者の衝突の時の、いわゆる労働者の声について若干述べて見たい。これは資本家に対する労働者の強い不信、激しい怒りと共に、労働者の強固な連帯意識を示している。しかし一方、この声は政府に対する怒りとか抵抗とかを表明するものではなかつた。勿論この声からだけで労働者の間に反政府的な意識、志向が全然なかつたと言ふことを速断することは危険であろうが、しかし前述の *Морсеенко* 自身の政府への請願書、或は知事の報告などから察して、多数の労働者の間に公然たる、また自覚的なものとしては反政府的な意識はまだ存してはいないと考えられよう。ところで労働者の資本家に対する不信の念は一経営者 *Морозов* 個人に留まるものではなく、全資本家階級に及ぶものであることが、この声からも推察され得るが、十一日提出の要求はこのことを明瞭に示している。ストライキ斗争とその過程における大衆的な討議は、労働者に自覚的なものとしての階級意識を植えつけたと言えるのである。

十一日要求書は、直接工場経営者にあてたものと、ツァール政府へのものと二通りに分かれていた。

この要求書を要約すると、まず *Морозов* にあてたものは

(I) 一、一八八四年復活祭以降の罰金の返済。

二、罰金は賃金の五%を越えざることを。

三、経営者が都合によつて労働者を解雇する時は、八五年三月二十三日までの賃金をあらゆる控除なしに全額支払うこと。

四、一八八二年度以前の賃金率を回復すること。

五、ストライキ中の労働者の休業に対してそれは経営者の責任であるから、一日40カペイク支払うこと。

六、契約期間中に、経営者は賃金の説明もしないで一方的に新らしい仕事を押しつけないこと。

七、一方的に機械の運転速度を速めたり、粗悪な原料を与えたりしないこと。

八、製品検査に際しては、第三者たる労働者の証人の立ち合いを認め、納入の際に従来切り捨てられていた端数の

製品についても納品簿に記載すること。

九、ストライキ期間中、食料を支給すること。

十、労働者によつて指名された職員、職工長を解雇すること。^{*16}

次に政府に対するものは次の通りである。

(Ⅱ) 次の要求に合致する法律を公布すること。

一、罰金は賃金の五%を越えず、月二回以上たらざることを。

二、欠勤に対する罰金は1ルーブル以下とし、経営者の責任による休業に対しては一日につき40カペイク一交代につき20カペイク支払うこと。

三、経営者は労働者を解雇する場合、その十五日前に予告し、また労働者が退職を望む場合は、その十五日前に予告すれば何の控除も上げることなしに、賃金の全額をうけとり、退職することが出来る。

四、製品に合致しない様な粗悪な原料が支給された場合、直接作業に従事する労働者の証言を採用し、それを商品納入簿に記入すること。

五、賃金を国家によつて統制すること。

六、賃金支払いを定期化し、十五日以上、或は十五日の後の最初の土曜日以後にならざること。

七、アルテュリの自由選挙、その改選は三カ月以内毎に行なうこと。^{*17}

以上である。

一見して明らかな様に、これは経済要求である。罰金について言えば、その全面的廃止ではなく、その制限を要求したのに過ぎない。罰金は例えそれが如何に少額なものであろうと、その存在自身が、経営者に対する労働者の身分的な隷属関係の存在を意味する。この様な意味で、この要求の中に直接的に政治的、革命的なものを含まれておらず、いわば改良的な要求である。しかしながら、良く検討すると、この要求を単なる経済要求、改良のそれと規定出来ない要素もつているのである。ツァールの専制と言う条件のもとにおいては特にそうである。即ち、経営者に対する労働者の権利要求＝身分保障の要求を見ることが出来る。（Ⅰ）の三、六、七、八、（Ⅱ）の三、四はこのことを示している。従来、労働者の解雇に反対して行われたストライキは多数存するが、それは経営者の労働に対する攻撃から自らを守ると言う防衛的な性格のものであつたが、この要求は事実上契約期間中、経営者による労働者の一方的な解雇を禁じたもので、労働者の側の積極的な姿勢を見ることが出来る。同じ様な意味で商品納入の際の労働者の立会い、証言の要求は、単に検査係りの専横に反対すると言うだけではなく、それを制限し、監視すると言う立場が見られる。労働者は職制の横暴を制限し、監視する権利を要求したのである。この様な要求は、ツァール専制のもとにおいては、客観的に政治的な性格を持たざるを得ない。プロレタリアートのブルジョアジーに対する身分的隷属が存在し、ブルジョアジーが専制と癒着していると言う

条件のもとで、この要求がツァール専制制度に直接向けられたものでなくとも、それは専制体制に対する労働者の重大な挑戦であると考えることが出来る。このような意味で、労働者はその連帯意識、組織性と言う面だけでなく、政治的なその側面においても大きく成長したと見るべきであろう。

次に問題にすべきことは、労働諸条件を国法によつて規制することを要求したと言う点である。この意義は、軍隊との衝突に際しての労働者の声について述べた際に若干述べたが、第一にモロゾフ工場と言う一企業内の団結、組織と言う意識から一歩前進して、ロシアの全労働者の連帯、共同の利害と言う視点に立つたと言うことと、第二に公然たる政治斗争への第一歩を踏み出したと言うことである。これまで例えば「南ロシア労働者同盟」、「ロシア労働者北部同盟」の如き先進的な労働者の団体、或はブラゴエフ団の如き労働者の社会民主主義的組織によつて労働者の政治的権利の獲得、或は労働条件の改善に関する立法の要求等がなされたことはあつたが、ストライキ斗争の過程の中で、大衆討議を経て、かかる要求が提起されたことはロシア労働運動史上最初のことであつた。要求の内容それ自体は、身近かな日常要求であつたが、それを階級的な視点から政府に提起したと言うことは客観的に政治的な意味を持つものと言える。

ところで労働条件の国法による規制と言う思想は、モロゾフ工場の労働者大衆の承認するところではあつたが、この提案者は一般の労働者ではなかつたであらう。前述の如く、この要求書の執筆者 *Монсенко*, *Болгов* であり、彼等の様な先進的な労働者によつて前記の思想が労働者に提案されたと思われる。*Монсенко* は一八七八年ペテルブルグで創立された「ロシア労働者北部同盟」に参加し、他の重要な指導者の一人 *Д. Иванов* もまた「同盟」員であつたこと、*Болгов* が *Монсенко* の強い思想的影響下にあつたことは、この要求書の作製過程と関連して興味あることである。「同盟」の綱領はラッサールによつて指導されたドイツ社会民主党のゴータ綱領の影響を強く受けていた。ゴータ綱領には周知の通り、国家権力に対する過小評価、及びそれに対する幻想が存在しているが、*Монсенко* もまたゴータ綱領の思想的影響を

受けていたであらうと言うことは想像にかたくない。彼は官憲の訊問に対して「資本の諸関係において、労働に対して、それと相応する報酬を与えると言う法規を遅かれ早かれ制定しなければならぬと信じている」と述べているが、*Монченко* の前記の政府への歎願書と合わせ考えると、彼が政府の役割を労使間の調停者と見なしていたことが、ますます明白になると共に、政府の階級的基盤に大きな関心を払っているとは思われない。モロゾフ工場の労働者も政府の仲介、或はその援助を期待していた様である。軍隊による厳しい弾圧、大量逮捕と言う条件の中で一月一六日ストライキは尚続行されていたが、官憲は次の様に報告している、「労働者が就労しないのは、就労した場合、他の労働者の暴行を恐れているからではなく、国家への請願書をもつてペテルブルグに派遣された労働者の代表が帰つて来るのを待つているから」と。労働者間の資本家とは闘うが政府は調停者であるが故にそれとの直接的な斗争を避けると言う傾向が見られる。この傾向は古来ロシアに存在していたツァール幻想と結びつき、かなり一貫したものとなつている様である。このことと関連して以下に述べる事実は注目に値する。

一月の *Волков* 逮捕に続いて、資料の示すところによれば、一三、一五、一七日にかけて六〇六人の出生地追放（いわゆる会社側の作製したブラックリストによつて逮捕者の中から不穩分子を選び出し、これを追放する。従つて逮捕者の実数はこれよりはるかに大きい）が出ているにもかかわらず、この大量逮捕、追放に対しては、少なくとも資料の上からは大きな衝突はなかつた様である。一二日三〇〇人の労働者が逮捕されたが、*Сурменко* はこれが「暴力的な行為なしに行われた」と報告しており、一四日の一三七人逮捕についても、衝突についての記録はなく、追放に関しては「労働者*²⁰これについて無関心である」と述べられている。この様な官憲に対する無抵抗は、斗争の中心的な指導者 *Волков*、*Иванов* が逮捕され、*Монченко* が地下に潜入し、サブリーダーが検束されていたと言う条件を考へるならば、組織的統制にまず第一に起因しているとは考へられない。事実、一一日以降、指導部の組織的な指導は崩壊し、労働者集会とか、その要求

の検討とか言うことは行われていないのである。かくて一日以後、ストライキが全面的に中止される一九日に至る間の労働者の官憲に対する無抵抗は労働者大衆自身の志向を示していると言えよう。従つてこの段階において労働者大衆の間に反政府的、反ツァーリズムの意識は少なくとも表面化せず、労働者はツァール専制政府の反プロレタリアの性格を自覚的には意識していなかつたと考えられる。

ストライキは、一四日頃から次第に後退し、部分的に作業が再開され一四日約八〇〇人、一五、二〇〇人、一七、三、八〇〇人が就労し、一九日ストライキは一応終結した。一八日に一〇日以降地下に潜入していた Морцевко が逮捕されたことは、ストライキカー達の士気に大きな影響を与えた様である。と言うのは彼がモスクワに行き、斗争資金を作つて帰つて来る²³とか、或は前記の様に政府に歎願しに行つたとか言う噂を労働者は素朴に信じていたからである。

この斗争において労働者は Морозов から重要な譲歩を獲得することはついに出来なかつた。即ち一八八四年一〇月の契約に従つて再就労しなければならなかつたが、ただ工場側が回答した八四年一〇月以降の罰金返済は実行された。しかしモロゾフストライキは、隣接する工場の労働者に大きな影響を与え、罰金を制限する斗争へと彼等を導き、この問題についての同時的なストライキの契機を作つた。この斗争の直接の圧力のもとに、政府は翌年いわゆる罰金法を制定し、部分的にはあるが、労働者に譲歩を余儀なくされたのである。ストライキの指導者 Морцевко, Волков, Иванов ら三人は裁判にかけられ、ツァールの陪審員でさえ、その無罪を認めたにもかかわらず、彼等は政府によつて有罪とされ、それぞれ流刑地に送られた。

以上、モロゾフ工場の一二日間にわたるストライキについて述べて来たが、この斗争の過程において労働者はどの様に成長したかについて総括して見よう。まず第一に言えることは、このストライキが組織的に斗われたと言うことであろう。要求が三度にわたつて労働者の集会において討議されたこと、一時的な暴動が労働者自身の手によつて制止されたこ

とは、このことを証明している。モロゾフ労働者のこの組織性は秀れた指導者達の功績にかかるところが大であるが、労働者は目的なしに組織され得るものではない。労働者をしてかかる組織性を發揮せしめたその根底にぎりぎりの経済要求があつた。この要求の故に彼等は統一されたのである。斗争の過程において、素朴な日常要求に政治的性が付与された。労働者大衆自身は一経営者に対する要求から政府に対する全階級的な要求、労働法規制定に関する要求への發展が如何なる政治的意義を有するかを明確に把握することは出来ず、政府を労使間の調停者と見なす政府観は克服されるに至らなかつたが、一日要求は資本家階級に対する労働者階級の権利要求であるが故に、政治要求であり、ストライキは反専制の政治斗争の性格を客観的に持つていたと言ふことが出来よう。一日要求は単に労働者階級の連帯性を示すものとしてだけではなく、以上の様により積極的に評価されるべきであらう。モロゾフストライキはまさにこの点で、その組織性の高さと共に従来のストライキと区別されるべきであらう。しかし一方ストライキの過程において政府に対する幻想が強く支配していたことにも注目しなければならない。

即ち「ツァール政府は労働者に対する最も凶悪な敵、資本家の擁護者、労働者の検束者である」と言うことを労働者は少なくとも行動で示される様な形では意識し得なかつた。この様な意味で、階級的な連帯意識、資本家階級に対する労働者階級の権利要求と言ふ能動的な労働者意識と、反ツァール、反政府意識とは区別されるべきであり、モロゾフストライキで形成された労働者の意識は前者であり、労働者が後者を自己のものとするためには、もう一度、激しい斗争と言ふ政治学校に学ばねばならなかつたのである。ところで前者が後者に發展、転化する可能性については多言を要しないであろう。七日の要求の段階では従来のストライキに見られる労働者の意識から殆んど一步も出ていないのであるが、一日要求における労働者の意識は大きく前進し、直接後者の政治的意識に發展する可能性を持つていたと言ひ得るであらう。

- * 1 P. Д. СТР. 168.
- * 2 Н. И. ТОЛОКОНСКИЙ : Указ., СТР. 65.
- * 3 P. Д. СТР. 127.
- * 4 これは、二者択一的な面もあるが、単なる決意ではなく、明らかに一つの要求である。
- * 5 この行為はあらかじめ計画されたもので、織物部門では Моисенко が二、三階の連絡を受けもっている。
- * 6 染色工はストライキ破りとしての役割を演じていたが、他のストライキ労働者との衝突を恐れて、知事命令によつて作業を停止した。
- * 7 P. Д. СТР. 178.
- * 8 P. Д. СТР. 124.
- * 9 А. ТРОФИМОВ, Указ., СТР. 190.
- * 10 P. Д. СТР. 127.
- * 11 これは食料売店再開を要求したもので、労働者は金券を作り、ストライキ解決後に現金を支払うと言う条件を提案した。
- * 12 P. Д. СТР. 136
- * 13 P. Д. СТР. 171.
- * 14 P. Д. СТР. 177.
- * 15 P. Д. より衝突の際の労働者の声を収録した。
- * 16 Н. И. ТОЛОКОНСКИЙ : Указ., СТР. 78~79.
P. Д. СТР. 133, 134.
- * 17 同右。
- * 18 P. Д. СТР. 207.
- * 19 これは単なる噂で、代表を派遣した事実はない。
- * 20 P. Д. СТР. 144.
- * 21 См. P. Д. СТР. 145.
- * 22 P. Д. СТР. 154.

* 23 P. I. СТР. 153.

* 24 ИСТОРИЯ СССР. 1954, Том II, СТР. 762.

尚モロゾフストライキにおいて、反ツァール、反政府と言う意味での政治意識が覚醒されたとする見解は А. Панкратова (P. I. СТР. 58.), Н. ГОЛОКОУНСКИЙ (Указ., СТР. 87.), А. ПРОФИМОВ (Указ., СТР. 134.) に見られる。

結 語 に か え て

モロゾフストライキにおける労働者の斗争の発展過程を考察することによつて、ツァール専制下のロシアにおいては、経済要求に基づく斗争であつても、経済斗争であると言う様に單純に規定することが出来ず、それは政治斗争の側面を有していることが明らかにされたと思う。モロゾフ労働者が政府の階級性について正しい見解を持たなかつたにもかかわらず、この斗争は客観的に反専制の斗争と評価されるべきである。このことはモロゾフストライキの特殊性を示すと共にロシア労働運動の特殊性の一つを示すものではないだろうか。モロゾフストライキの如き斗争は八五年以降のロシア労働運動に一つの傾向性となつたが、この様な労働運動のあり方は、西欧先進諸国のそれとは多分に異なるのではないだろうか。

この問題を明かにするためには、尚多くの検討を要するであろうが、これは今後の課題としたい。

On “Morozof-Strike”

by Shigeru KURASAKI

“Morozof-Strike” which took place at the village Orehovo-Zyevo in Wuladimir Province in January, 1885, has been highly appraised because of its organization, its scale, and the laborers’ exceptional class consciousness, which proved that the systematic labor struggle cannot be achieved without the laborer’s objective consciousness.

The object of this article is to describe the relations between the growth of the laborers’ class consciousness and the development of the labor organization in the process of the strike. The writer has tried to prove the following points: firstly, the labor strike originated from the struggle against the employer in an enterprise and developed into the class struggle between the capitalist and the laborers which was based on the economic request. Secondly, this class struggle was obliged to become a political struggle under the absolute monarchy in Russia, though it did not lead up to the anti-emperor or anti-government feeling. Lastly, this article will offer a key to understand how the Russian laborers came to dispense with the adoration of their emperor which had existed in their mind traditionally.